事 務 連 絡 令和 4 年 10 月 5 日

各 電子レセプト請求 保険医療機関・薬局 様

高知県国民健康保険団体連合会

電子レセプトの選択式記載コードの記載について

本会の事業運営につきましては、平素より種々ご協力いただき感謝申し上げます。 さて、令和4年3月25日付け厚生労働省保医発0325第1号通知の診療(調剤)報酬 明細書の摘要欄への記載事項等一覧「別表 I (医科・歯科・調剤)」、「別表 II (薬価 基準)※医科・歯科のみ」及び「別表III (検査値)※DPC対象病院のみ」において、 選択式記載コードが設定されている項目【診療(調剤)行為等】については、令和4年 10月診療(調剤)分以降は、該当するコードを選択のうえ請求することと定めら れています。

つきましては、令和4年10月診療(調剤)分以降の電子レセプトの請求において、該当する選択式記載コードが選択されていない(フリーコメントによる入力等)レセプトは、記載要領上の不備として、原則返戻となりますのでご留意ください。

担当:審査課

○歯科・薬局

第1係(TEL:088-820-8404)

○医科(高知市外に所在する保険医療機関) 第2係(TEL:088-820-8405)

○医科(高知市内に所在する保険医療機関) 第3係(TEL:088-820-8406)